

## 省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項（案）

### 1. 省エネルギー改修事業に係る契約に関する考え方

国及び独立行政法人等における省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約実績は、必ずしも十分な実績をあげているとは言い難い状況にあることから、本専門委員会において、国及び独立行政法人等における ESCO 事業導入に当たっての対象要件等の整理、ESCO 事業の普及促進に向けた具体的な方策等について専門的見地から検討を実施してきたところ、普及促進に当たっての課題及び方向性については、以下のとおりと考えられる。

- 環境配慮契約法における ESCO 事業の導入促進の方針及び ESCO 事業の具体的な内容が必ずしも認知されていない状況もあることから、必要な情報を適切な主体に的確に提供・周知する必要があること
- 通常の設定等の更新、改修計画の検討に当たって、ESCO 事業の導入可能性に関する検討が十分に実施されていない場合もあることから、こうした時期を捉えて、事業化の可能性を検討することが重要であること
- ESCO 事業導入の検討に当たっては、対象となる施設のエネルギー消費量、光熱水費等の実態把握及び分析、採用可能な省エネルギー技術の抽出結果に基づく総合的な観点からの判断が必要となること

現行の省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項においては、ESCO 事業の導入可能性判断の実施に関する明示的な記載はなされていない。上記のとおり、ESCO 事業の導入に向けては、当該施設におけるエネルギー使用実態、光熱水費等の特性等を踏まえた判断が不可欠となることから、その必要性を広く周知するとともに、施設の実態把握及び分析を促進することにより、導入可能性判断の実施事例を増やすことが、結果として ESCO 事業の普及促進につながるものと考えられる。このため、ESCO 事業導入可能性判断の実施について基本的事項に記載することが必要と考えられる。

## 2. 省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項

環境配慮契約法基本方針に記載する省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項（案）を以下のとおりとする。

### 3. 省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項

省エネルギー改修事業（法第5条第2項第3号に規定する省エネルギー改修事業をいい、以下「ESCO事業」という。）に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

- ・設備等の更新、改修計画の検討に当たっては、当該施設のエネルギー消費量、光熱水費等の実態把握及び分析、採用可能な省エネルギー技術の抽出結果に基づき、総合的な観点からESCO事業導入可能性判断を行うものとする。
- ・導入可能性判断結果を踏まえ、ESCO事業導入のフェジビリティ・スタディを実施し、ESCO事業を可能な限り幅広く導入するものとする。
- ・ESCO事業の立案に当たっては、事前に既存施設の状態を的確に把握し、フェジビリティ・スタディなどESCO事業を適切かつ円滑に遂行する手段を活用しながら、計画の立案を行うものとする。
- ・ESCO事業の立案に当たっては、長期の供用計画を適切に作成して、契約期間内に契約条件に変更がないよう、十分検討を行うものとする。
- ・ESCO事業者の決定に当たっては、価格のみならず、施設の設備システム等にもっとも適し、かつ、創意工夫が最大限に取り込まれた技術提案その他の要素について総合的に評価を行うものとする。
- ・ESCO事業の契約に当たっては、事業期間中に想定されうるリスクの分担について、事前に実施事業者との間で十分協議を行うものとする。
- ・ESCO事業の実施に当たっては、維持管理及び計測・検証のための要領を適切に定め契約を行うものとする。
- ・ESCO事業の終了前に、ESCO事業として採択された技術の範囲に関わる部分について、事業終了後に適切な維持管理を行うための要領の作成を実施事業者を求めるものとする。

参考（現行基本方針の基本的事項との対照）

改 定 案	現行基本方針の基本的事項
<p>3．省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項</p> <p>省エネルギー改修事業（法第5条第2項第3号に規定する省エネルギー改修事業をいい、以下「ESCO事業」という。）に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。</p> <p><u>・設備等の更新、改修計画の検討に当たっては、当該施設のエネルギー消費量、光熱水費等の実態把握及び分析、採用可能な省エネルギー技術の抽出結果に基づき、総合的な観点から ESCO 事業導入可能性判断を行うものとする。</u></p> <p>・<u>導入可能性判断結果を踏まえ、ESCO 事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、ESCO 事業を可能な限り幅広く導入するものとする。</u></p> <p>・ESCO 事業の立案に当たっては、事前に既存施設の状態を的確に把握し、フィージビリティ・スタディなど ESCO 事業を適切かつ円滑に遂行する手段を活用しながら、計画の立案を行うものとする。</p> <p>・ESCO 事業の立案に当たっては、長期の供用計画を適切に作成して、契約期間内に契約条件に変更がないよう、十分検討を行うものとする。</p> <p>・ESCO 事業者の決定に当たっては、価格のみならず、施設の設備システム等にもっとも適し、かつ、創意工夫が最大限に取り込まれた技術提案その他の要素について総合的に評価を行うものとする。</p> <p>・ESCO 事業の契約に当たっては、事業期間中に想定されるリスクの分担について、事前に実施事業者との間で十分協議を行うものとする。</p> <p>・ESCO 事業の実施に当たっては、維持管理及び計測・検証のための要領を適切に定め契約を行うものとする。</p> <p>・ESCO 事業の終了前に、ESCO 事業として採択された技術の範囲に関わる部分について、事業終了後に適切な維持管理を行うための要領の作成を実施事業者に求めるものとする。</p>	<p>3．省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項</p> <p>省エネルギー改修事業（法第5条第2項第3号に規定する省エネルギー改修事業をいい、以下「ESCO事業」という。）に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。</p> <p>・ESCO 事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、ESCO 事業を可能な限り幅広く導入するものとする。</p> <p>・ESCO 事業の立案に当たっては、事前に既存施設の状態を的確に把握し、フィージビリティ・スタディなど ESCO 事業を適切かつ円滑に遂行する手段を活用しながら、計画の立案を行うものとする。</p> <p>・ESCO 事業の立案に当たっては、長期の供用計画を適切に作成して、契約期間内に契約条件に変更がないよう、十分検討を行うものとする。</p> <p>・ESCO 事業者の決定に当たっては、価格のみならず、施設の設備システム等にもっとも適し、かつ、創意工夫が最大限に取り込まれた技術提案その他の要素について総合的に評価を行うものとする。</p> <p>・ESCO 事業の契約に当たっては、事業期間中に想定されるリスクの分担について、事前に実施事業者との間で十分協議を行うものとする。</p> <p>・ESCO 事業の実施に当たっては、維持管理及び計測・検証のための要領を適切に定め契約を行うものとする。</p> <p>・ESCO 事業の終了前に、ESCO 事業として採択された技術の範囲に関わる部分について、事業終了後に適切な維持管理を行うための要領の作成を実施事業者に求めるものとする。</p>

（下線部は追加箇所）